・ 利用者負担に関して、仮に負担が求められる場合でも本人の所得を基礎と した応能負担を原則とすること。

# (基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

○ 障害者が地域社会において生活する上で必要とする支援がニーズに応じて障害者に提供されるよう必要な施策を講ずるとともに、障害者の地域移行を計画的に推進すること。

### 2) 労働及び雇用

#### (推進会議の認識)

# 【労働施策と福祉施策の一体的展開による労働の権利の保障】

一般就労において、障害者の就業率や賃金などの労働条件は、障害のない者人と比べかなり劣悪である。一方、福祉的就労においては労働の実態があるにもかかわらず、多くの障害者が一般労働法規の対象外とされ、通常の労働条件を確保する展望もない状況に置かれている。

こうした現状を改善するためには、現在は分立している労働施策と福祉施策を一体的に展開できる仕組みを創設し、必要な支援によって労働能力が十分に発揮され、働くことを希望する障害者が可能な限り働く場から排除されることなく一般労働法規の対象となるようにすべきである。これにより、労働者としての権利が保障され、公正かつ良好な労働条件、安全かつ健康的な作業条件、人権侵害を含む苦情に対する救済制度の下で、障害者が安心して働くことができるようにする必要がある。

併せて、生計を維持するための賃金補填などによって所得が保障されるよう、適切な措置が講じられるべきである。

# 【合理的配慮等の提供による雇用及び労働の質の向上】

障害の種類、程度にかかわらず、働くことを希望するすべての障害者が差別されることなく障害のない者人と平等に就職、職の維持や昇進、昇給、復職などができるよう、職場において事業所から適切な合理的配慮が行われる必要がある。

また、労働能力を向上させるために必要な支援(職業生活を維持、向上するための人的、物的及び経済的支援や生活支援、通勤を含む移動支援、コミュニケーション支援を含む。)が行われることが必要であり、これにより、障害者の雇用及び労働における処遇や技能の向上を図るべきである。

#### 【雇用義務の対象拡大と職業的困難さに基づく障害程度の認定】

現在は、障害者雇用義務の対象は身体障害者と知的障害者に限定されているが、その対象を、精神障害者を含むあらゆる種類の障害者に拡大するべきである。また、障害者雇用にかかる障害程度の認定は、機能障害ではなく職業的困難さに基づいて行うべきである。

#### 【一般の職業紹介サービス等の利用】

障害者が障害のない者人と平等に労働及び雇用に参加できるよう、個別の ニーズに応じた適切な職業紹介サービス等の提供を確保するためには、限られた特定の機関で提供される障害者を対象とした特別な職業紹介サービス等が提供されるだけではなく、身近にある一般市民を対象とした身近にある通常の職業紹介サービス等がを障害者にとってインクルーシブでアクセシブルでも等しく利用できるようにしなければならない。また、生涯にわたりキャリア形成の機会が確保されなければならない。

#### 【多様な就業の場の創出及び必要な仕事の確保】

障害者が自由に選択し、又は納得できる労働につけるよう、企業や公共機関での雇用に加え、自営・起業、社会的事業所や協同組合での就業、並びに在宅就労等を含む、多様な就業の場が創出されると共に、そこで就業する障害者が生計を立てうる適切な仕事を安定確保するための仕組みが整備されなければならない。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

・ 労働施策と福祉施策を一体的に展開する<u>仕組みを整備する</u>ことにより、 可能なかぎり障害者が障害のない者人と平等に一般労働法規の適用が受け られるようにするとともに、生計の維持可能な賃金の確保などのために必 要な支援を受けられるようにすること。

- ・ 働く場での合理的配慮及び必要な支援として、障害に応じた職場環境と 労働条件の整備、ジョブコーチ<u>や介助者</u>等の人的支援の配置、コミュニケーション支援などの支援を受けられるようにすることにより、障害者が障害のない人者と平等に雇用され、働くことができるようにすること。
- · 障害者の休職求職、昇進及び復職に関し必要な措置を講ずること。
- ・ 障害者雇用義務の対象を知的障害、身体障害から、他のあらゆる障害に拡大すると共に、職業上の困難さに着目した障害認定を行うために必要な措置を講じずること。
- ・ 障害者が障害のない<u>人</u>者と平等に、職業紹介等のサービスを利用できる ようにすること。
- ・ 障害者に対し、障害のない人者と平等に多様な就業の場が整備され、また生計を立てうる適切な仕事が安定的に確保される<u>仕組みが整備される</u>こと。

# (基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 障害者が合理的配慮を受けることにより、障害のない者と平等に働く機 会が確保されるよう、必要な施策を講ずること。
- 障害者が多様な就業の場における仕事により、生計を立てる機会が確保 されるよう、必要な施策を講ずること。
- 〇 障害者の雇用に係る施策を講ずるに当たっては、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難であると認められる障害者が、その対象に含まれるようにすること。

#### 3)教育

#### (推進会議の認識)

日本における障害者に対する公教育は特別支援教育によって行われており、法制度として就学先決定にあたっては、基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に就学する原則分離別学の仕組みになっている。障害者権利条約は、障害のある子どもとない子どもが共に教育を受けるインクルーシブ教育制度の構築を求めており、こうした観点から、現状を改善するために以下を実施することが必要である。

#### 【インクルーシブな教育制度の構築】

人間の多様性を尊重しつつ、精神的・身体的な能力を可能な最大限度まで 発達させ、自由な社会に効果的に参加するとの目的の下、障害者が差別を受 けることなく、障害のない人と共に生活し、共に学ぶ教育(インクルーシブ 教育)を実現することは、互いの多様性を認め合い、尊重する土壌を形成し、 障害者のみならず、障害のない人にとっても生きる力を育むことにつながる。

また、義務教育だけでなく、就学前の教育、高校や大学における教育、就 労に向けた職業教育や能力開発のための技術教育、生涯<u>学習</u>教育等について も、教育の機会均等が保障されなければならない。

#### 【地域における就学と合理的配慮の確保】

障害のある子どもは、障害のない子どもと同様に地域の小・中学校に就学し、かつ通常の学級に在籍することを原則とし、本人・保護者が望む場合に加え、ろう者、難聴者又は盲ろう者にとって最も適切な言語やコミュニケーションの環境を必要とする場合には、特別支援学校に就学し、又は特別支援学級に在籍することができる制度へと改めるべきである。

したがって、「障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにする」という現行の規定は、障害の種類と程度によって就学先が決定されることを許容し、インクルーシブな教育制度と矛盾する恐れがあるため改められるべきである。

障害のある子どもが小・中学校等(とりわけ通常の学級)に就学した場合に、例えばわかりやすい授業や教材、必要なコミュニケーション、学校における移動支援、医療的ケア等、その他各人のニーズに応じた合理的配慮が提

供されなければならない。当該学校の設置者は、追加的な教職員配置や施設・ 設備の整備等の条件整備を行うために計画的に必要な措置を講ずるべきであ る。

# 【学校教育における多様なコミュニケーション手段の保障】

手話・点字・補聴援助・要約筆記等による教育、発達障害、知的障害等の子どもの特性に応じた教育を実現するため、ろう者を含む手話に通じた教員や視覚障害者を含む点字に通じた教員、手話通訳者、要約筆記者等の確保や、教員の専門性向上に必要な措置を講ずるべきである。

さらに、教育現場において、一人ひとりのニーズに基づき、あらゆる障害の特性に応じたコミュニケーション手段を確保するため、教育方法の工夫・改善、電子教科書を含む使いやすく、わかりやすい教科書の保障等必要な措置を講ずるべきである。

### 【交流及び共同学習】

交流及び共同学習には、様々な形態がある。例えば、特別支援学校と小・中学校等の間で行う学校間交流、特別支援学級と通常学級との学校内での交流、居住地の学校で行う居住地校交流、地域の人々との地域交流等があり、それぞれ、直接一緒に活動する直接交流と、手紙やビデオテープの交換等を介して行う間接交流がある。

しかし、学校間交流は年に数回であることが多く、直接交流が可能となっても移動の際に親が付き添いを求められるなど、多くの課題がある。交流及び共同学習は分けられた教育環境が前提となるため、原則分離の教育のままでは障害者権利条約で規定しているインクルーシブ教育は実現しない。地域社会の一員となる教育の在り方という観点から見直されるべきである。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 障害のある子どもは、他の子どもと等しく教育を受ける権利を有し、その権利を実現するためにインクルーシブな教育制度を構築すること。
- 「障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにする」という現行

の規定は、障害の種類と程度によって就学先が決定されることを許容し、インクルーシブな教育制度と矛盾する恐れがあるため表現を改めること。

- ・ 障害のある子どもとない子どもが、同じ場で共に学ぶことができることを原則とするとともに、本人・保護者が望む場合に加えて、最も適切な言語やコミュニケーションを習得するために特別支援学校・学級を選択できるようにすること。
- ・ 本人・保護者の意に反して、地域社会での学びの機会を奪われることの ないようにすること。
- ・ 学校設置者は、当該障害者に必要な合理的配慮を提供することはもとより、追加的な教職員の配置や施設・設備の整備等の条件整備を行うために 計画的に必要な措置を講ずること。
- ・ インクルーシブな教育の原則を踏まえ、子ども同士のつながりを障害のない子どもと同程度にするように交流及び共同学習の実施方法を見直すこと。

#### (基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 障害のある子どもの教育的ニーズに的確にこたえられる教育を提供する 多様で柔軟な仕組みを整備するとともに、そのために必要な合理的配慮や 必要な支援が提供されるために必要な施策を講ずること。
- 障害のある子どもと障害のない子どもの交流及び共同学習について、互いに地域社会を含む社会の一員としての相互理解が深められるよう必要な施策を講ずること。

### 4)健康、医療

#### (推進会議の認識)

障害者権利条約の考え方を踏まえ、すべての障害者が可能な限り最高水準

の健康を享受し、その尊厳にふさわしい生活を営むことができるよう、障害 に基づく差別なしに必要な医療が自らの選択によって受けられるようにすべ きであり、医療提供に当たっては、人権の尊重が徹底されなければならない。

こうした医療の提供は、地域生活を支援する必要なサービスの提供と相互 に連携してなされなければならない。

同時に、先端医療分野で障害原因の軽減や根本治癒が再生医療として可能 となりつつある現状を踏まえ、この分野においても希少疾患として障害者が 取り残されることがないように、必要な措置が実施さ<u>講じら</u>れるべきである。

#### 【地域生活を可能とする医療の提供】

障害者が安心して地域社会で生活を営むことができるためには、まずは、 障害に基づく医療拒否等の差別が禁止されなければならない。

また、医療及び医療的ケアの必要性が高い重症心身障害者<u>や重度障害者</u>等が地域社会での日常生活を営むためには、医療及び医療的ケア(たん吸引、経管栄養等)が日常生活、社会生活の場において円滑に提供されなければならず、そのための体制確保が必須である。

さらには、日常生活における医療的ケアが、介助者等にも行えるようにするなど、地域生活のために必要な行為として制度的に保障されるべきである。

【難病、その他希少疾患等に対する適切なサービス提供及び調査研究の推進】 難病、その他希少疾患等(以下、「難病等」という。)については、本人、

家族や周囲の者はもとより、医療関係者においても適切かつ十分な理解がなされておらず、これらの難病等に対して早期になすべき対応に遅れが出たり、 適切な医療が提供されなかったり、地域社会で生活するうえで必要となる生 活支援のためのサービスがない場合もある。

そこで、これらの難病等により支援の必要な状態にある人に対して、医療面での対応として、身近なところで専門性のある医療サービスを受けることができる環境整備を進めるとともに、地域社会で生活するうえでの困難に対して、その生活を支援するためのサービスが提供されなければならない。

さらに、障害の原因となるこれらの難病等の予防や治療に関する調査及び 研究を推進することが必要である。

#### 【人権尊重の観点からの精神医療の体制整備】

精神医療のニーズを十分に精査し、必要最低限かつ適正な数の病床数への削減を行い、急性期・重症患者等への医療の充実を図るとともに、入院を要しない精神障害者への地域での医療提供体制を確保する。その際には、人権への理解を含め高い資質を備えた者による医療サービス提供体制が確保されなければならない。

入院及び隔離拘束の際の保護者に<u>替代</u>わる公的機関<u>(司法の関与を含む。)</u> の責任が明記されなければならない。

さらに、苦情処理、権利擁護などを行う第三者機関による新たな監視システムが必要である。

今後、これまでの<u>施設収容に偏った</u>病院への入院を主体とする</u>施策を転換し、人権擁護に基づいた地域に根差した精神医療体制を構築すべきである。

また、精神障害者及び家族に対して、病状及び治療方針などの情報が十分に提供されなければならない。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 十分な説明を受けた上で、自由な意思に基づく同意・選択によって障害 に基づく差別なしに必要な医療が受けられること。
- ・ 医療及び医療的ケアの必要性が高い重症心身障害者<u>や重度障害者</u>等が地域社会で自立した生活を営むことができるよう、日常生活、社会生活の場において訪問医療等の必要な医療や生活支援サービスが提供されること。
- ・ 日常生活における医療的ケアが、介助者等によっても行える体制の整備がなされること。難病その他の疾患等により支援の必要な状態にある人には、身近なところで専門性のある医療が提供されるとともに、地域社会で自立した生活を営むために必要なサービスが提供されること。
- ・ 障害原因の軽減や根本治癒についての再生医療に関する研究開発の推進が図れるよう必要な措置をとる取ること。

- 難病等についての調査研究の推進がなされること。
- 人権尊重の観点を踏まえた適切な精神医療の体制整備が図られること。

## (基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 障害者の人権に配慮しつつ、必要な医療が提供されるために必要な施策 を講ずること。
- 障害者が地域社会で自立した生活を営むことができるよう、日常生活に おける可能な限り身近なところで必要な医療や支援サービスが提供される ために必要な施策を講ずること。
- 障害の原因となる難病等の治療や症状の軽減に係る調査及び研究を推進 すること。

#### 5) 障害原因の予防

#### (推進会議の認識)

「障害の予防」という表現には、「障害はあってはならず、治療しなければならないもの」という否定的な障害観が反映されている反面、障害の悪化を防ぐことや、健康維持と適切な保健サービスの提供という観点から、疾病等の早期発見、早期治療を含む予防の必要性を読みとることも可能である。

このようにこれまでの早期発見、早期治療による「障害の予防」にかかわる施策の背景として、①優生思想に基づく障害を否定する考え方、②健康維持と予防医学の観点から障害の原因となる傷病の発生予防や早期発見及び早期治療を推進する考え方、③障害の原因となる難病等の予防及び治療に関する調査及び研究を推進する考えがあり、「障害の予防」という言葉をめぐって関係者の間で見解の相違が生じていたものと思われる。

早期発見及び早期治療が優生思想や否定的な障害観に基づいて行われることなく、誰もが適切な保健・医療サービスを安心して受けられるようにしていかなければならない。

### 【「障害の予防」に対する基本的考え方】

そこで、障害の原因となる傷病や疾病に対する予防対策は、障害者施策としてではなく、一般公衆衛生施策の中で行われていることから、「障害は不幸である」といった差別や偏見を与えかねない「障害の予防」という表現は避けるべきである。

必要な情報提供の下で快適な生活を送るための健康の増進に不可欠な条件整備の一環として、疾病等の発生原因解明のための基礎研究、治療法の開発・改善に係る臨床研究に対して積極的な対策を講ずるべきである。

### 【予防と支援】

どのような障害があっても地域社会の中で育ち、学び、生活し、働くといった地域生活を実現していくためにも、障害の原因となる疾病等が早期発見されることによって、それ以前の生活が脅かされることなく、他の者と同じ地域社会で生活を送りながら、早期の段階から医療を含めた必要な支援を得ることができる体制づくりが重要である。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- · 「障害の予防」という表現は使用しないこと。
- ・ 障害の原因となる疾病に対する予防対策は、一般公衆衛生施策の中で位置付けられて行われること。

#### (基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 障害に対する否定的な考え方を前提とする表現は用いないこと。
- 〇 障害の原因の予防のための施策は、公衆衛生又は医療に係る施策の一環 として講ずること。
- 6)精神障害者に係る地域移行の促進と医療における適正手続の確保 (推進会議の認識)

障害者施策のなかでも、従来の精神障害者施策においては、保護と収容に 重きが置かれてきたことを背景として、いわゆる「社会的入院」患者が推定 で7万人いると言われる状況が存続している。

また、精神障害者の非自発的入院に関する現行制度は、措置入院、医療保護入院等の入院形態や「保護者制度」も含め、自由を剥奪することなく本人の自己決定権を尊重すべきであることや家族の負担の軽減等の観点から大きな問題を含んでいる。

精神障害者施策をめぐるこうした諸課題の解決には、退院促進や地域生活 支援のサービスが有機的に連携して提供され、社会的入院を解消して地域社 会で生活できるよう現状からの具体的かつ速やかな移行の仕組みが構築され なければならない。

同時に、自らの選択により医療を受けることが基本であることを再確認し するとともに、入院しなくても治療が地域で受けられる体制の整備により、 入院を選択せずに治療をうけられるようにするなど自らの意思に基づく入院 自体が必要最小限になるよう図り、制度上の問題を多く含んでいる現行の精神保健福祉法及び医療観察法については、その廃止を含め抜本的に見直し、 非自発的な医療が提供される場合には適正な手続が確保されるようにする必要がある。

## 【社会的入院の解消】

精神障害者が長期間にわたり病院の閉鎖された空間での生活を強いられる 制度設計がなされてきたことを踏まえ、国の責務として、精神障害者が地域 社会での自立した生活へと移行することを支援し、地域社会へのインクルー ジョンを実現していくことが喫緊の課題となっていることに鑑み、以下の施 策を展開していくことが必要である。

- ・ 精神障害者及び家族への地域生活支援に関する十分な情報の提供。
- ・ 精神医療は、地域に根差した医療体制を基本とすること。地域支援を含む不安や困難に対する常時利用可能な相談支援を 24 時間 365 日提供可能な体制の整備。

この仕組みを構築するにあたっては、地域社会で生活を営むことを基本としてサービスが提供されなければならない。

## 【非自発的医療に係る人権尊重の観点からの適正手続の確保等】

精神障害者に係る非自発的な入院や医療上の処遇については、人権の尊重を徹底する観点から、適正な手続を確保することが不可欠である。特に、以下の点が重要である。

- ・ 非自発的な入院、隔離拘束等が行われる場合に、障害者権利条約を踏ま え、人権尊重の観点から、自らの判断と選択による医療の利用が基本であ ることに鑑み、非自発的な(本人の意に反した又は本人の意思を確認する ことができない状態における)入院の際の他の者との平等に基づく具体的 な適正手続の在り方を明確化するとともに、第三者機関による監視等を含 め、現行制度を大幅に見直し新たな仕組みを構築すること。
- ・ 医療保護入院に係る同意を含む現行の「保護者制度」を抜本的に見直す ことが必要である。すなわち、現行の医療保護入院制度を廃止し、公的機 関がその役割を適切に果たすよう新たな仕組みを構築すること。
- ・ 精神疾患を有する者の、急性期・重症患者等入院ニーズを精査した上で の必要精神病床数を算出し、それを超えて現存する精神病床については、 国の責務で削減を行い、それに代わる地域での医療体制を構築すること。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ すべての精神障害者は、<u>原則として病院への隔離・収容を受けることな</u> く<u>強制的な入院を受けることなく</u>、地域社会において必要な支援を受けな がら自立した生活を営む権利があること。
- ・ 自らの判断と選択による精神医療の利用が基本であるとともに、例外的 に非自発的な医療が行われる場合には、厳密で適正な手続きが確保される こと。

## (基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

○ 精神障害者の地域移行を計画的に推進し、地域社会において必要な支援 を受けながら自立した生活を送れるように必要な施策を講ずるとともに、 精神医療の提供に当たっては、適正な手続きに従って行われなければなら

#### 7) 障害のある子ども

#### (推進会議の認識)

# 【障害のある子どもの他の子どもとの平等の確保】

障害のある子どもに対しては、一般の児童施策において取り組まれるべきであり、障害のない子どもと等しく、すべての権利が保障されるべきである。生命、生存、及び成長の権利が保障されると共に、医療、福祉、教育について、同年齢の子どもと同じ権利が保障されるべきである。子ども期においては、特に、遊びや余暇について、同年齢の子どもと同等に楽しむことができるよう、障害に基づいて不利益な取扱いが生じないようにしなければならない。

## 【障害のある子どもにとっての最善の利益】

障害のある子どもにかかわる判断や決定においては、最善の利益が考慮されなければならない。その際に、障害のある子どもの父母、又は親権者が第一義的責任と権限をもち、障害のない子どもと同じように尊厳と成長が保障されるよう、基本的人権が保障されなければならない。

## 【障害のある子どもの意見表明をする権利】

障害のある子どもは、障害及び年齢に適した支援を活用しつつ、自己にかかわる事柄について自由に意見を表明する権利をもち、その表明された意見が障害のない子どもの意見と同等に、すべての関係者において、考慮されなければならない。意見表明における意見には、明示された意見のほか、子どもの意思や感情の動きを含めるべきであり、国及び地方公共団体は、意見表明権を保障するため、それらを的確に読み取ることができる体制や環境を整備しなければならい。

# 【障害のある子ども及び家族への支援】

乳幼児期の障害のある子どもについては、早期に適切な支援を得られなければ後に障害をもつ可能性が高い子どもを含め、機能障害の存在が確定でき

ない段階から継続的で、「養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無 停止の支援が子どもとその家族に対して講じられるべきである。

家族への支援では、障害のある子どもが家族の一員として尊重されるように提供されるべきであるが、家族による養育が困難な場合であっても、親族や家族に代わるような代替的な監護を提供する環境が保障されるべきであり、障害に基づいて家族や地域社会から隔離されないように配慮されなければならない。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 障害のある子どもは、障害のない子どもと等しく、すべての権利が保障されること。
- ・ 障害のある子どもに対しては、一般の児童施策において取り組まれ、個 人に必要な合理的配慮と必要な支援を講ずること。
- ・ 障害のある子どもは、意見を表明するための支援を受けつつ、自己にかかわる事項について意見を表明する権利があり、表明された意見はすべての関係者によって考慮されること。
- ・ 障害のある子どもにかかわる判断や決定について、第一次的責任と権限 を有する保護者及び親権者は、障害児が表明した意見を最大限尊重して、 その判断をなすべきであること。
- ・ 障害に基づいて家族や地域社会から隔離されたり、不利益な取り扱い受けずに、一人の子どもとして尊重されるよう、障害のある子ども及びその 家族に対する支援を講ずること。

(基本法改正に当たって政府に求める意見)